

谷山第二地区 第24号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
 谷山都市計画事務所
 〒891-0194
 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
 谷山支所3階
 谷山第二地区係 TEL099-269-8436 (直通)
 工事補償係 TEL099-269-8437 (直通)
 谷山駅周辺地区係 TEL099-269-8435 (直通)

仮換地証明書、払い下げ証明書を窓口に取りに来られる方(代理人等)の本人確認の実施について

戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正(平成二十年五月一日より実施)に伴い、より適正な証明書交付と個人情報保護が図られたことから、区画整理における各種証明書の取扱いについても平成二十年十月一日より本人確認を行うこととなりましたので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

○本人確認が必要な証明書

- ・ 仮換地証明書
- ・ 払い下げ証明書

本人確認書類	法人の場合	個人の場合
運転免許証、健康保険等の被保険者証、国民年金手帳、住民基本台帳カード、敬老パス、パスポート、宅地建物取引主任者証、外国人登録証、身体障害者手帳、療育手帳、生活保護受給者証、国又は地方公共団体の機関発行の身分証明書(写真付き)、法人(国又は地方公共団体を除く)が発行した身分証明書、学生証など	法人名の入った法人印が必要 ○申請する人の署名と本人確認書類(1点以上)の提示	土地所有者本人が申請する場合 ○本人の署名と本人確認書類(1点以上)の提示 代理人が申請する場合 ○委任状(土地所有者本人が署名押印したもの) ○代理人の署名と本人確認書類(1点以上)の提示 土地所有者本人が死亡し、相続人が申請する場合 ○土地所有者本人の死亡及び相続人が分かる戸籍謄(抄)本の提示 ○相続人の署名と本人確認書類(1点以上)の提示

○本人確認が必要でない証明書

- ・ 底地証明書
- ・ 道路幅員証明書など

詳しくは、谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

※鹿児島市のホームページにも掲載してあります。
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

事業計画の変更について

特集号(二十年五月)でお知らせいたしました事業計画変更については、県知事の認可を受けたことから、事業計画の変更(平成二十年八月十一日公告)を行いましたのでお知らせいたします。

- ◎ 資金計画の変更
 一百九十三億円(二十億円の増額)
- ◎ 施行期間の変更
 平成九年度～平成二十六年(工事概成 平成二十四年度)

- ◎ 設計の概要の変更
 街区及び区画道路の変更

今後事業推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

埋蔵文化財の発掘調査について

谷山第二地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査につきましては、昨年度に引き続き、市教育委員会で発掘調査を実施しております。

昨年度の調査では、鎌倉時代(約八百年前)の建物跡や古墳時代初期(約千七百年前)の川跡、縄文時代後期末(約三千年前)の建物跡や土器などが数多く見つかりました。

本年度の調査では、これまでに平安時代から鎌倉時代初期の建物跡や畠跡(写真①)・大きな屋敷を区画する堀跡(写真②)が見つかっております。



① 畠跡



② 堀跡

遺物では、土師器(はじき) (写真③)と呼ばれる素焼きの焼き物、須恵器(すえき)と呼ばれる陶器、中国で焼かれた青磁や白磁の焼き物が出ています。

その中でも特に注目されるものに平安時代の



③ 土師器出土状況



⑤ 硯出土状況



④ 石帯出土状況



⑥ 緑釉陶器出土状況

役所跡などでしか出てこないと思われる役人が身に付けていたベルトの飾りである石帯(せきたい) (写真④)、陶器で作られた硯(すずり) (写真⑤)、山口県あたりで焼かれたと考えられる緑色の釉薬をかけた緑釉陶器(りよくゆうとうき) (写真⑥)、中国の越州窯(えっしゅうよう)で焼かれた青磁の焼き物などが出てきています。

このことから不動寺遺跡は、鹿児島県内でも数少ない役所跡の遺跡であり、平安時代に谷山地域を治めていた役所跡【郡衙】(ぐんが)であった可能性が非常に高く、鹿児島県の歴史を考える上で貴重な資料になると考えられます。

調査期間中は、遺跡内の見学をすることができませんので、教育委員会の文化課または現場事務所までお問い合わせください。

二十一年三月までの調査期間中につきましては、何かとご迷惑をお掛けするかと思いますが、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先

教育委員会文化課
 電話(〇九九)二二七一九六一
 発掘調査現場事務所
 電話(〇九九)二六六一三三三〇

まちづくり交付金事後評価原案の閲覧について

鹿児島市では、「谷山第二地区」において、まちづくり交付金を活用し、土地区画整理事業や公園の整備を進めてきました。事業期間は平成十六年度から平成二十年度までの五カ年で、今年度は最終年度を迎えています。

この度、事業最終年度にあたり取り組みの成果を評価する事後評価の原案を作成しましたので、市民のみならず原案に対するご意見を頂いて、今後のまちづくりの参考にしていきたいと考えております。

■まちづくり交付金とは

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図ることを目的とする事業等の実施に要する費用に対し、国から交付されるものです。

■事後評価の目的

まちづくり交付金事業では、事業実施前の計画段階で目標となる数値指標を設定し、事業最終年度に取り組み成果を評価する事後評価を行い、目標の達成状況等の確認や今後のまちづくり方策の検討を行うこととなっています。

なお、谷山第二地区については、今後、まちづくり交付金の「二期計画（平成二十一年度から平成二十四年度）」を予定しており、今回の事後評価の結果を今後のまちづくりに活かしていくこととしています。

事後評価原案は、鹿児島市のホームページ及び谷山都市計画事務所等で閲覧できます。

■原案公表場所

谷山都市計画事務所（谷山支所）、区画整理課（本庁）

■原案公表及び意見募集期間

平成二十年十月二十四日（金）から
同年十一月二十日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

■意見の提出方法

午前八時三十分から午後五時まで
書面で作成し、様式は自由。

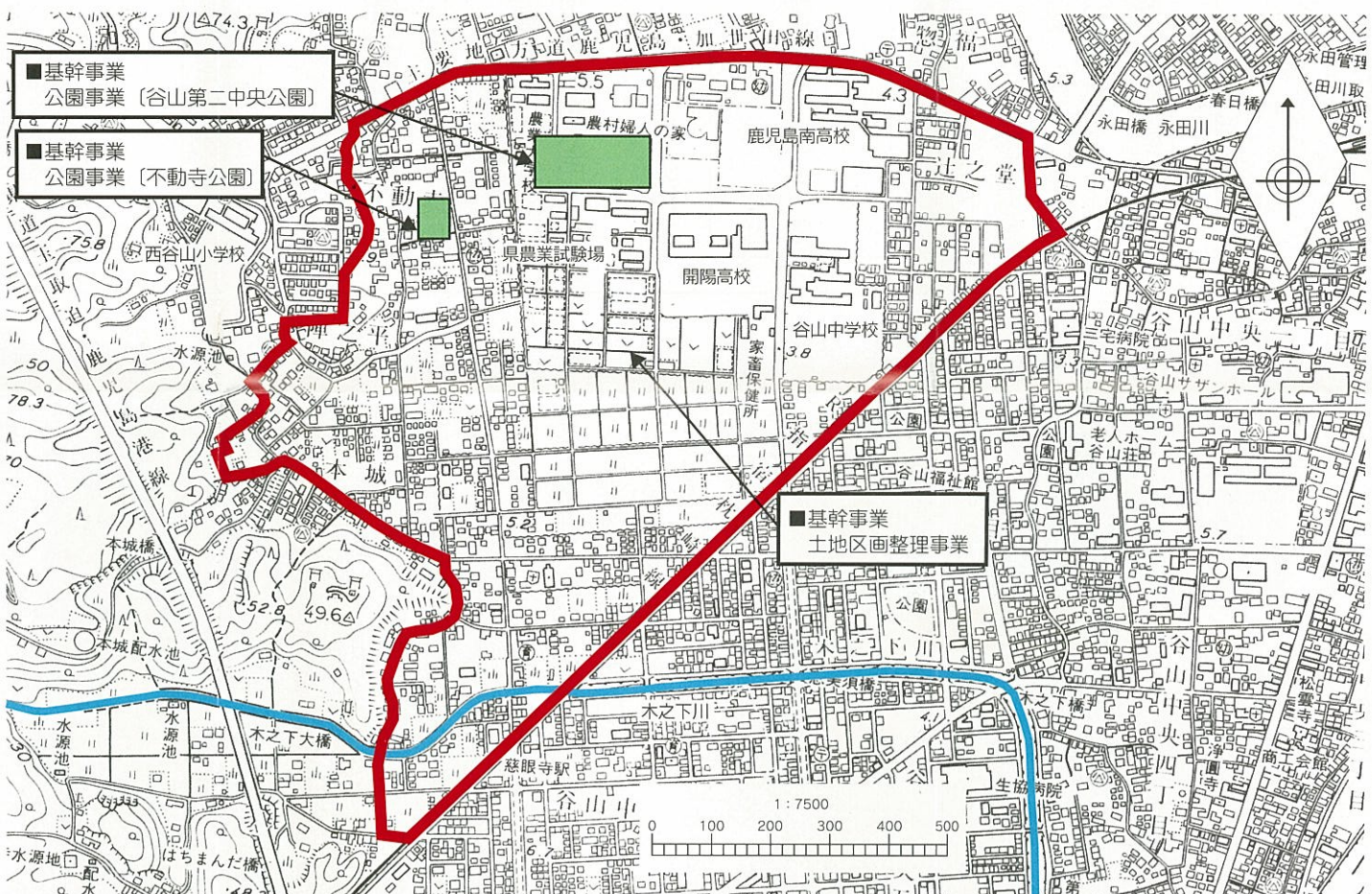
題名は「谷山第二地区 評価原案の意見」と記載し、住所、氏名を明記したうえで意見を提出してください。

意見は谷山都市計画事務所窓口のほか、郵送・ファクシミリ・電子メールでも受け付けます。

■提出先

〒八九一〇一九四 鹿児島市谷山中央四丁目四九二七番地
鹿児島市役所 谷山都市計画事務所 谷山第二地区係

FAX(099)268-2601
E-Mail: ttoke11@city.kagoshima.jp



共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、十分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。

共有名義を単有名義にするためには、次の二通りがあります。

- ① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- ② 換地処分後、共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

なお、市では名義変更は行えません。

詳しくは、谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

仮換地指定を受けている土地の分筆登記について

土地区画整理事業施行区域内の土地の分筆登記については、

従前地の区画が明らかである場合

実測して分筆することができます。

従前地の区画が明らかでない場合

仮換地指定を受けた土地については、法務省の通知により平成十六年八月から、施行者である鹿児島市と協議することにより、分筆が可能です。
詳しくは、谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

みなさまへのお願い

- 登記名義人が変わったとき。
- (登記簿謄本の写しを添付して下さい)
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定めたとき。
- 借地権の申告をするとき。
- (他人名義の土地に建物などを所有する人)
- 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。

このような場合は、ただちに谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』に各申請書を届け出て下さい。